



上智大学保険法研究会 100回を振り返って

あまり きみと
甘利 公人

本誌の「保険法・判例研究」に掲載されている判例評釈は、上智大学保険法研究会での判例研究の成果物です。本研究会は、2010年6月12日の第1回をはじめとして、本年4月6日に100回目を開催しました。この14年間にわたって続けてこられたのは、ひとえに研究会のメンバーの皆様のご尽力によるものであり、研究会を立ち上げた者として感謝を申し上げます。

1. 本研究会の立ち上げの経緯

上智大学法学部では、恩師の石田満先生が1979年から大学院法学研究科の授業として、土曜日に月1回程度で保険実務家と保険法に関する判例研究会を開催したのが始まりです。私は博士前期課程の院生1年生として参加し、保険実務がわからず難しい議論もあったのですが、大変有意義な研究会であったことを記憶しています。

私が熊本大学から上智大学にもどった1997年頃には損保総研（公益財団法人損害保険事業総合研究所）で研究会を行うようになり、その成果は損害保険研究に掲載されました。しかし、諸般の事情により数年でまた上智大学で開催されるようになり、私が研究会の代表を務めるようになったのですが、研究成果を発表する場がなくなってしまいました。2008年の保険法改正により、2年後の施行に向けて直接適用となる各種共済もその対

応に苦慮して、日本共済協会は保険法検討会を立ち上げられました。その会でお目にかかった当時の協会の常務理事だった吉田^{ひとし}均氏に、本誌（「共済と保険」）への研究成果の掲載をお願いしたところ快諾を得たのです。

そこでこれまでの研究会を刷新して、JA共済連の顧問弁護士の勝野義孝先生に顧問となっていたいただき、あらためて私が代表者として発足したのが、現在の本研究会です。日本共済協会のご協力もあったことから、JA共済連、こくみん共済 coop やコープ共済連の支払・法務部門の担当者に参加いただいたのに加え日本生命、第一生命、共栄火災、東京海上、三井住友海上、ソニー損保のほか大学の保険法研究者、弁護士など、現在では実質的に総勢30名ほどの研究会となっています。

2. 取り組み内容とその意義

研究会は隔月に1回として、土曜日の午後2時から5時まで開催されています。1回に2名が報告することを原則として、1名の報告時間は概ね30分、質疑応答に1時間が割り振られています。

判例研究の意義については、すでに本誌で述べたところです（本誌2018年4月号巻頭言）。一言でいいますと、判旨の理論構成と結論を検証してそれを批判することにあります。保険法を含めた法律学を研究していくうえでは、法律の理論を工夫することの以前に、い

わば全人格的に判断した結論を基礎づけるために、あらゆる工夫を凝らして通説に絶対的な価値を置かず、ときには徹底的に批判し創造力を発揮して、妥当な結論を妥当な理論により基礎づけなければならないからです。

たとえば、組立保険の「不測かつ突発的な事故」の解釈が問題となった事案について、特別な意味として解釈を試みる判例評釈が多いのですが、この文言は組立保険や機械保険の創設経緯からドイツの約款における *unvorhergesehener und plötzlicher* を日本語に直接に翻訳したものであり、これらの保険の特殊性から保険事故として偶然という文言をより具体的に敷衍したものにすぎない、ということが明らかになったのです（本誌2024年1・2月合併号保険法・判例研究）。これは戦後の日本経済の復興のため、ドイツの機械保険を日本に導入しようとした損害保険会社の社員が書いた文献によって判明したのです。ドイツ語の約款を翻訳したというわずか一行の文章から、ドイツ語の機械保険に関する解説書にたどり着いたのです。やはり大学院生の時に外国語の場合には、原典に当たらないと徹底的にたたき込まれたことが役立ったと思っています。

また、個人賠償責任保険の日常生活と職務遂行が問題となった事案において、第一審は日常生活の要件を満たすかどうかについて、損害発生リスクをその判断基準として、次のように判示しました。「危険性の高い作業であるから、保険契約約款の解釈において、そのような損害発生リスクの程度の違いを軽視することはできず、日常生活の要件は、正に本

件作業のような危険性の高い活動に起因する事故を保険対象から除外することをその機能の一つとしているものであり、日常生活に起因する偶然な事故に該当しない」控訴審では損害発生リスクを判断基準とすることは否定されています。そもそも保険契約においてリスクの問題は、改正前商法ではリスクの著増は保険契約の失効として規整していたのですが、保険法29条ではリスク増加による保険者による解除と改定しています（本号保険法・判例研究）。これはできるだけ保険契約者保護の観点から保険契約を存続させる趣旨です。にもかかわらず第一審やそれに賛成する評釈者は、このような保険法改正を理解していないのではないかという疑念があるのです。

さらに機械保険や個人賠償責任保険にしても、外国から導入された保険種目ですから、導入元の国でどのような判例や議論があるのか比較法的な分析も判例研究では必要です。

3. 今後の抱負と期待

本研究会は研究成果を実務界および学会に発信することに存在意義があります。その意味では、一例としてですが、公表した判例評釈（島智久・本誌2012年10月号保険法・判例研究）が最高裁調査官の判例解説に引用されたことは望外の幸せです（榎本光宏・最高裁判所判例解説民事篇平成24年度173頁）。

大学で判例研究することの意義は、これまで述べてきたところであり、新たに研究会の代表となった梅村悠教授を中心として価値のある情報を発信することを願っています。

（上智大学名誉教授・弁護士）